

第十三号議案

江戸川区個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十九年二月二十一日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例  
 江戸川区個人番号の利用に関する条例（平成二十七年十月江戸川区条例第三十号）の一部を次のように改正する。  
 別表第一に次のように加える。

十 区 長	江戸川区母子福祉生活一時資金貸付条例（昭和四十年三月江戸川区条例第十四号）による生活一時資金の貸付けに関する事務であつて規則で定めるもの
十一 区 長	江戸川区入院助産特別加算額等支弁要綱（昭和五十一年四月一日施行）による特別加算額の支弁に関する事務であつて規則で定めるもの
十二 区 長	江戸川区後期高齢者医療被保険者葬祭費支給事務要綱（平成二十二年四月一日施行）による江戸川区が支給する葬祭費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第二中二十六の項を三十の項とし、二十三の項から二十五の項までを四項ずつ繰り下げ、二十二の項を二十四の項とし、同項の次に次のように加える。

二十五 区 長	江戸川区母子福祉生活一時資金貸付条例による生活一時資金の貸付けに関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報であつて規則で定めるもの	生活保護関係情報であつて規則で定めるもの	中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報であつて規則で定めるもの	地方税関係情報であつて規則で定めるもの	児童福祉法による助産の実施に関する情報であつて規則で定めるもの
二十六 区 長	江戸川区入院助産特別加算額等支弁要綱による特別加算額の支弁に関する事務であつて規則で定めるもの							

別表第二中二十一の項を二十三の項とし、八の項から二十の項までを二項ずつ繰り下げ、七の項の次に次のように加える。

則で定めるもの

八 区長	身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
九 区長	知的障害者福祉法による費用の徴収に関する規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの

別表第二に次のように加える。

三十一 区長	江戸川区後期高齢者医療被保険者葬祭費支給業務要綱による葬祭費の支給に関する事務規則で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者の資格に関する情報であつて規則で定めるもの 高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報であつて規則で定めるもの
三十二 区長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則（平成十一年東京都規則第百十二号）による結果患者の医療費の助成に関する事務規則で定めるもの	国民健康保険法による被保険者の資格に関する情報であつて規則で定めるもの 高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者の資格に関する情報であつて規則で定めるもの 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）による費用の負担に関する情報であつて規則で定めるもの

三十三 区長

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十八年東京府規則第十二号）による助成に関する事務のつて規則で定めるもの

地方税関係情報であつて規則で定めるもの

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であつて規則で定めるもの

国民健康保険法による被保険者の資格に関する情報であつて規則で定めるもの

高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者の資格に関する情報であつて規則で定めるもの

付 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第一に次のように加える改正規定（同表の十一の項に係る部分に限る。）  
別表第二中二十六の項を三十の項とし、二十三の項から二十五の項までを四  
項ずつ繰り下げ、二十二の項を二十四の項とし、同項の次に次のように加え  
る改正規定（同表の二十六の項に係る部分に限る。）及び同表中二十一の項  
を二十三の項とし、八の項から二十の項までを二項ずつ繰り下げ、七の項の  
次に次のように加える改正規定 公布の日
- 二 別表第二に次のように加える改正規定（同表の三十二の項及び三十三の項  
に係る部分に限る。） 平成二十九年七月一日
- 三 別表第一に次のように加える改正規定（同表の十の項に係る部分に限る。）

及び別表第二中二十六の項を三十の項とし、二十三の項から二十五の項までを四項ずつ繰り下げ、二十二の項を二十四の項とし、同項の次に次のように加える改正規定（同表の二十五の項に係る部分に限る。）  
平成三十年四月一日

（説明）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第一に列挙されていない事務について、特定個人情報を利用し、又は提供を受けるため、独自利用事務として三つの事務を追加するとともに、必要な限度で庁内連携するに当たり、個別に事務及び特定個人情報と別表第二に追加する必要があるので、本案を提出いたします。